

# 奈良市公報

第 3 7 3 号

(平成31年2月前半分)

平成31年3月1日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長  
制作 株式会社 春日

## 目次

### 規 則

- 奈良市まちかど観光案内所規則の一部を改正する規則..... 1
- 奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則..... 1

### 告 示

- 奈良市営住宅等空家入居者の募集..... 2
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定..... 2
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定..... 2
- 放置自転車等の保管（2件）..... 2
- 介護保険法の規定による指定地域密着型事業者等の指定..... 3
- 住居番号の設定..... 3
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定..... 3
- 障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定..... 3
- 地縁による団体の認可..... 4
- 放置自転車等の保管..... 4
- 平成30年度軽自動車税納税通知書の公示送達..... 4
- 開発行為に関する工事の完了..... 4
- 奈良農業振興地域整備計画の変更..... 5
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定..... 5
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出..... 5
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の再開の届出..... 6
- 放置自転車等の保管..... 6
- 身体障害者福祉法に規定する医師の辞退..... 6
- 開発行為に関する工事の完了..... 6
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出..... 6
- 放置自転車等の保管..... 6

### 公 営 企 業

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始..... 7

### 教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催..... 7

## 規 則

奈良市まちかど観光案内所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月8日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第3号

奈良市まちかど観光案内所規則の一部を改正する規則

奈良市まちかど観光案内所規則（平成24年奈良市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

奈良市京終駅観光案内所	奈良市南京終町204番地の3
-------------	----------------

第4条第1項の表中

「奈良市きたまち鍋屋観光案内所」を

「奈良市きたまち鍋屋観光案内所」に改める。

奈良市京終駅観光案内所

第5条第1項中「午前10時から午後4時まで」を「次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 奈良市きたまち鍋屋観光案内所及び奈良市きたまち転宮門観光案内所 午前10時から午後4時まで
- (2) 奈良市京終駅観光案内所 午前11時から午後6時まで

### 附 則

この規則は、平成31年2月23日から施行する。

(平成31年2月8日揭示済)

奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月8日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第4号

奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市自転車駐車場条例施行規則（昭和59年奈良市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「とき」の次に「、又は一時使用料の納

付により駐車場（奈良市中筋自転車駐車場、奈良市高の原第二自転車駐車場及び奈良市高の原第三自転車駐車場に限る。）を利用するとき」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して交付する療育手帳の交付を受けている者  
第9条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者  
第9条第2項中「使用料」を「定期使用料」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年3月25日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市自転車駐車場条例施行規則第9条第1項及び第2項の規定は、この規則の施行

の日以後の申請に係る使用料の免除について適用し、同日前の申請に係る使用料の免除については、なお従前の例による。

(平成31年2月8日揭示済)

告 示

奈良市告示第52号

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集します。  
平成31年2月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のとおり省略

(平成31年2月1日揭示済)

奈良市告示第53号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号の規定により公示します。

平成31年2月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970108094	奈良市法蓮町410番地の2	訪問介護ステーション八重桜	奈良市法蓮町410番地の2	株式会社八重桜	平成31年2月1日

(平成31年2月1日揭示済)

奈良市告示第54号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成31年2月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
訪問介護ステーション八重桜	奈良県奈良市法蓮町410番地の2	居宅 訪問介護 訪問型サービス（独自）	平成31年2月1日
株式会社八重桜	奈良県奈良市法蓮町410番地の2		

(平成31年2月1日揭示済)

奈良市告示第55号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成31年2月4日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日  
平成31年2月3日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288番地の1  
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間  
告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定す

る市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市市民生活部 交通政策課

電話0742-34-1111代表

(平成31年2月4日揭示済)

**奈良市告示第56号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し

たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成31年2月4日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成31年2月4日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄菖蒲池駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成31年2月4日揭示済)

**奈良市告示第57号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により公示します。

平成31年2月5日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	主たる事務所の所在地	名称	
2970300402	奈良県大和郡山市横田町760	グループホームあんしん	奈良市あやめ池北一丁目5番5号	有限会社あんしん	平成31年2月4日

(平成31年2月5日揭示済)

(平成31年2月5日揭示済)

**奈良市告示第58号**

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条第4項の規定により告示します。

平成31年2月5日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

1 指定年月日 平成31年2月1日

**奈良市告示第59号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成31年2月5日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102934	有限会社MYP食品	630-8115	奈良県奈良市大宮町六丁目6番地の11 ウィンズビル2F	MYP食品作業所	630-8115	奈良県奈良市大宮町六丁目6番地の11 ウィンズビル1F・2F	就労継続支援A型 就労継続支援B型
2910102959	社会福祉法人青葉仁会	630-2152	奈良県奈良市柁ノ川町50番地の1	南紀寺自立生活援助センター	630-8303	奈良県奈良市南紀寺町四丁目133番地6	自立生活援助
2910102942	株式会社結加	630-8444	奈良県奈良市今市町361番地の6	デイサービスゆうか	630-8444	奈良県奈良市今市町361番地の6	共生型生活介護

(平成31年2月5日揭示済)

**奈良市告示第60号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

めの法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定しましたので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示します。

平成31年2月5日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 平成31年2月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100785	特定非営利活動法人ばるばる	630-8115	奈良県奈良市大宮町七丁目2番23号三和佐保川ビル202	相談支援事業所 あいあい	630-8115	奈良県奈良市大宮町七丁目2番23号三和佐保川ビル202	計画相談支援

(平成31年2月5日揭示済)

奈良市長 仲川元庸

**奈良市告示第61号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成31年2月6日

奈良市長 仲川元庸

- 1 名称  
秋篠三和町自治会
- 2 規約に定める目的  
この会は、会員相互の親睦と連帯感をたかめ、社会に奉仕し、もって自治の振興を図ることを目的とする。
- 3 区域  
この会の区域は、奈良市秋篠三和町一丁目1番1号から二丁目15番末号までの地域とする。
- 4 事務所  
この会は、事務所を会長宅に置く。
- 5 代表者の氏名及び住所  
会長 藤田 慶子  
奈良市秋篠三和町一丁目5番17号
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無  
いずれもなし
- 7 代理人の有無  
なし
- 8 規約に定めた解散の事由  
(1) この会は、地方自治法第260条の20第2号から第5号までの規定により解散する。  
(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 9 認可年月日  
平成31年2月6日

(平成31年2月6日揭示済)

**奈良市告示第62号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成31年2月7日

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
  - 2 移動年月日  
平成31年2月7日
  - 3 移動対象区域  
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成31年2月7日揭示済)

**奈良市告示第63号**

平成30年度軽自動車税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明なため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成31年2月8日

奈良市長 仲川元庸

1	この通知書の発送年月日	平成30年5月10日	
2	この公示送達により変更する納期限	変更前	平成30年5月31日
		変更後	平成31年2月28日
3	送達を受けるべき者	別紙のとおり	

別紙省略

(平成31年2月8日揭示済)

**奈良市告示第64号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成31年2月13日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
平成29年9月28日 奈良市指令整開 第17A-25号  
平成29年12月25日 奈良市指令整開  
第17A-25-1号  
平成30年12月26日 奈良市指令整開  
第17A-25-2号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成31年2月13日 第1670号  
公共施設 平成31年2月13日 第815号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市法蓮町363番1の一部、363番6及び363番7
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都新宿区西新宿二丁目3番1号  
パナソニックホームズ株式会社 都市開発支社  
支社長 小林 敦
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 道路  
奈良市法蓮町363番7
  - (2) 公園  
奈良市法蓮町363番6
  - (3) 調整池  
奈良市法蓮町363番1の一部
  - (4) 防火水槽  
奈良市法蓮町363番1の一部

(平成31年2月13日揭示済)

**奈良市告示第65号**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更しましたので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供します。

平成31年2月13日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更した農業振興地域整備計画の名称  
奈良農業振興地域整備計画
- 2 変更後の農業振興地域整備計画書の写しの縦覧場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市観光経済部農政課内

(平成31年2月13日揭示済)

**奈良市告示第66号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成31年2月13日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 訪問リハビリテーション 介護予防 訪問リハビリテーション	平成30年5月1日
名称	主たる事務所の所在地		
医療法人社団生和会 登美ヶ丘リハビリテーション病院	奈良県奈良市中登美ヶ丘六丁目12番2号		
医療法人社団 生和会	奈良県奈良市中登美ヶ丘六丁目12番2号		

(平成31年2月13日揭示済)

**奈良市告示第67号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成31年2月14日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	てまり	奈良県奈良市南京終町三丁目393番地3 ハイッ古都101号室	株式会社てまり	平成30年9月1日
新	てまり	奈良県奈良市西木辻町121番地2-201	株式会社てまり	
旧	訪問介護事業所 紫陽花	奈良県奈良市上三条町13番地の4 呉竹ビル3階	有限会社エースプランナー	平成30年9月20日
新	訪問介護事業所 紫陽花	奈良県奈良市杏町564-1 ワンルーフ10 101号	有限会社エースプランナー	

(平成31年2月14日揭示済)

**奈良市告示第68号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指

定介護機関から事業を再開した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成31年2月14日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		再開した施設又は再開した事業の種類	再開年月日
名称	所在地		
開設者		居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成30年9月1日
名称	主たる事務所の所在地		
かりん	奈良県奈良市西大寺国見町一丁目4番3-425号	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成30年9月1日
リトルウィング合資会社	奈良県奈良市西大寺国見町一丁目4番3-425号		

(平成31年2月14日揭示済)

**奈良市告示第69号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成31年2月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成31年2月14日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成31年2月14日揭示済)

**奈良市告示第70号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の辞退につき、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成31年2月15日

奈良市長 仲川元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目（障害名）	辞退年月日
鳥田 弘法	医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町102番地の1	内科（肢体不自由、じん臓機能障害）	平成31年2月5日

(平成31年2月15日揭示済)

**奈良市告示第71号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成31年2月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
平成30年11月26日 奈良市指令整開 第18A-31号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成31年2月15日 第1671号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市学園南二丁目950番19

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市学園南二丁目23番2号

金澤 孝

(平成31年2月15日揭示済)

**奈良市告示第72号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成31年2月15日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
池田歯科医院	奈良県奈良市帝塚山南三丁目19番地の5	平成30年12月27日

(平成31年2月15日揭示済)

**奈良市告示第73号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良

市条例第23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成31年 2月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
  - 2 移動年月日  
平成31年 2月15日
  - 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成31年 2月15日揭示済)

## 公 営 企 業

### 2-2 供用を開始する排水施設の位置

処 理 分 区	起 点	終 点	備 考
佐保川第1処理分区	学園朝日元町二丁目1903番36	学園朝日元町二丁目475番1	①
大安寺第3処理分区	法蓮町365番	法蓮町363番1	②
佐保川第10処理分区	疋田町三丁目460番	疋田町三丁目461番1	③
佐保川第10処理分区	疋田町二丁目632番1	疋田町二丁目632番3	④
佐保川第8処理分区	佐紀町2064	佐紀町2023-35	⑤

### 3 公共汚水樹設置のうち、供用を開始する箇所

- ⑥南紀寺町二丁目341番4
- ⑦中町2589番1
- ⑧奈保町2666番4
- ⑨神殿町348番 他2筆
- ⑩登美ヶ丘二丁目722番3
- ⑪押熊町1346番1 他11筆

### 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別 分流式、合流式

### 5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター  
(平成31年 2月 1日揭示済)

## 教 育 委 員 会

### 奈良市教育委員会告示第2号

平成31年 2月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成31年 2月15日

奈良市教育委員会

教育長 中室雄俊

1 日 時

### 奈良市企業局告示第2号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、平成31年 2月 1日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成31年 2月 1日

奈良市公営企業管理者

池田修

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成31年 2月15日
- 2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
学園朝日元町二丁目、法蓮町、疋田町二丁目及び佐紀町の各一部

平成31年 2月19日(火) 午前9時30分から

### 2 場 所

奈良市立富雄第三小中学校 2階 ランチルーム

### 3 会議に付すべき事案

#### 教育長報告

- (1) 市長専決処分の報告について
- (2) 平成30年度3月補正予算要求額について
- (3) 平成30年度奈良市立幼稚園修了証書授与式並びに奈良市立小・中・高等学校、春日中学校夜間学級卒業証書授与式における奈良市・奈良市教育委員会祝辞について

#### 議事

議案第38号 教職員の人事について

議案第39号 奈良市公民館条例施行規則の一部改正について

議案第40号 三笠公民館大安寺西分館及び興東公民館東里分館の用途廃止について

議案第41号 奈良市指定文化財の指定について

議案第42号 奈良市指定文化財の追加指定及び一部解除について

議案第43号 (仮称)ならまち郷土館建設予定地の用途廃止について

議案第44号 平成31年度奈良市立学校の教材使用の承認について

議案第45号 奈良市立伏見幼稚園及び奈良市立あやめ池  
幼稚園の用途廃止について

議案第46号 人事について

協議事項

「学校における働き方改革について」

傍聴受付は、開催日の午前8時30分から午前9時20分まで、奈良市立富雄第三小中学校2階ランチルーム前に行います。定員は15名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成31年2月15日揭示済)